

平成27年4月16日
航空局

広島空港の滑走路等に係る暫定運用再開について

広島空港において発生したアジアナ航空機の事故により、平成27年4月14日から滑走路を閉鎖しておりましたが、本日中に滑走路上の散乱物の清掃作業なども完了し、明日17日朝（通常の運用開始時刻である7時30分予定）から空港運用を再開できる見込みです。

ただし、損傷を受けた無線施設及び航空灯火の修復には時間を要すること、現在事故機はまだ滑走路の脇に残置していることから、安全を確保するため国際基準に基づき離着陸の為に気象条件を厳しくする制限が必要となっています。

なお、今後の事故機の移動については、準備が整い次第できるだけ早い時期に、エプロン等へ移動する予定です。

添付資料： 運用制限の概要

問い合わせ先

国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課 浜平

TEL:03-5253-8111（代表）（内線 49553）

TEL:03-5253-8725（直通）

交通管制部航空灯火・電気技術室 池田

TEL:03-5253-8111（代表）（内線 51162）

TEL:03-5253-8745（直通）

交通管制部管制課 工藤

TEL:03-5253-8111（代表）（内線 51212）

TEL:03-5253-8749（直通）

交通管制部運用課 水溜

TEL:03-5253-8111（代表）（内線 51322）

TEL:03-5253-8751（直通）

交通管制部管制技術課 坂上

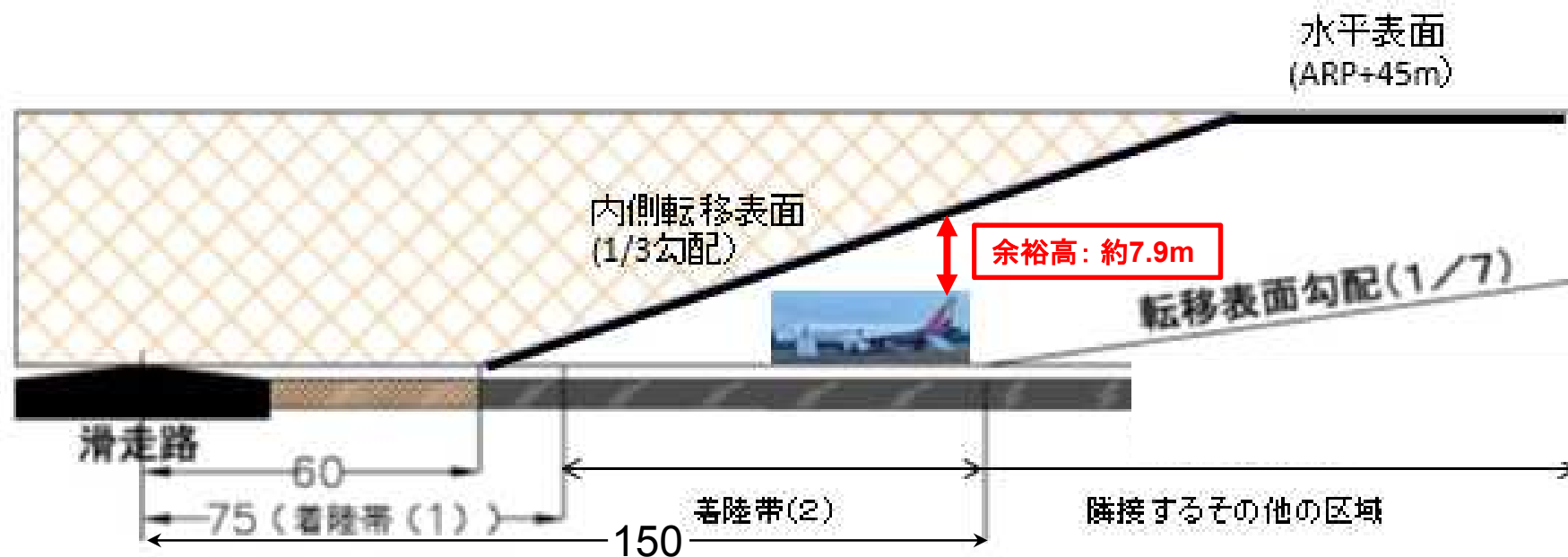
TEL:03-5253-8111（代表）（内線 51432）

TEL:03-5253-8755（直通）

航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課 大角

TEL:03-5253-8111（代表）（内線 49106）

TEL:03-5253-8715（直通）



内側転移表面が確保される場合、条件付滑走路運用が認められる。

<条件の具体内容>

- 有視界気象状態であること。(地上視程が5000m以上、かつ、雲の高さが300m以上。)
- VOR、RNAV運航は可能。ILS運航は不可であるが、そもそも施設が損傷しているので実態としても不可。